

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 ← →

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五条 の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響			
		水の汚れによる影響			
		富栄養化による影響			
		水の濁りによる影響			
		溶存酸素量による影響			
		水温による影響			
		大気質への影響			
		騒音による生活環境への影響			
		悪臭による影響			
		温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 / 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 / 温泉資源の保護に関するガイドライン
		重要な地形及び地質への影響			
		土地の安定性への影響		a) 砂防指定地 b) 地すべり防止区域 c) 急傾斜地崩壊危険区域 d) 土砂災害（特別）警戒区域	a) 砂防法第2・4条 / 砂防法施行条例 第3条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 b) 地すべり等防止法 第3・18条 / 地すべり等防止法施行令第5条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3・7条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 d) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7・9・10・26条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画
		反射光による生活環境への影響			
影による影響					

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 ← →

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五条 の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 生息地等保護区の管理地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国指定鳥獣保護区 b) 道指定鳥獣保護区 c) 生息地等保護区（法） d) 生息地等保護区（条例） 	<ul style="list-style-type: none"> a) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28・29条 / 北海道自然環境保全指針 b) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28・29条 / 北海道自然環境保全指針 c) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条 d) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第65条
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 生息地等保護区の管理地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 生息地等保護区（法） b) 生息地等保護区（条例） 	<ul style="list-style-type: none"> a) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条 b) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第65条
		地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 道自然環境保全地域 b) 学術自然保護地区 c) ラムサール条約湿地 d) 世界自然遺産 	<ul style="list-style-type: none"> a) 北海道自然環境等保全条例 第14条 / 北海道自然環境保全指針 b) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針 c) ラムサール条約 d) 世界遺産条約
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国立・国定公園（普通地域を除く） b) 道立自然公園（普通地域を除く） c) 自然景観保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 自然公園法 第20～22・33条 / 自然公園法施行規則第9条の12 / 北海道自然環境保全指針 b) 北海道立自然公園条例 第10・21条 / 北海道立自然公園条例施行規則 第16条 / 北海道自然環境保全指針 c) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針 	
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響		<ul style="list-style-type: none"> a) 環境緑地保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針 	
その他北海道が必要と判断するもの	土壌汚染への影響		<ul style="list-style-type: none"> a) 要措置区域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 土壌汚染対策法 第6・9条 	
	都市への影響		<ul style="list-style-type: none"> a) 市街化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市計画法 第7・29・34・43条 	

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 ← →

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五条 の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
		農林水産業への影響		a) 農用地区域内農地 b) 甲種農地	a) 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第1項・第2項第1号 / 農地法 第4条第6項第1号イ・第5条第2項第1号イ b) 農地法 第4条第6項第1号ロ・第5条第2項第1号ロ、農地法施行令 第6・13条